

學校傳染病に就て

矢尾板 ヨキ

新入學、入園の季節も迫りました折柄學校、幼稚園で比較的重大視する傳染性疾患であつて未だ一般家庭に於て普通病といふ位に考へられ易いものを申上げてみますと百日咳、麻疹、流行性感冒、

流行性耳下腺炎、風疹、水痘等を擧げる事が出來ます。

學校、幼稚園等は御承知の如く多人數を收容するところでありますから病氣の發生（殊に傳染性の疾病）は最も恐れられるのであります。「子供を幼稚園へ入れたいけれ共病氣に傳染するのが恐ろしい（幼稚園或は小學校から傳染したものを家庭へ運び弟妹に傳染させる事がある）から入園は見

合せる」といふが如き嘆聲を聞かされるのは決して稀ではありませぬ。

學校には學校傳染病と言ふものがあります。學校傳染病を如何に取扱ふべきか其の方法として文部省學校傳染病豫防規程といふ規定が出されてあります一部を掲げてみますと。

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」、赤痢（疫痢ヲ含ム）、腸「チフス」、「バラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、「デフテリア」、流行性腦脊髓膜炎、「ペスト」第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、

流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、

疥癬其他ノ傳染性皮膚病「コレラ」及「ベスト」

ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレ

ラ」及「ベスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規

定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其他學校傳染病豫

防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ベ

スト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ

傳染病ニ關スル規程ノ全部又ハ一部ヲ適用スベ

シ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリ

ト認メタルトキ又同ジ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ

關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

以上第一類に屬するものに就ては誰れもが急性

傳染病として最も恐れますところの法定傳染病の

十種でございますから殊更らに申上る迄もなく學
校は勿論各家庭に於ても充分注意されて居りま
す。

第二類に挙げられてありますのは法定傳染病で
ない爲めに等閑視され易く學校に於てはこの場合
特に細心の注意が必要と認められるので御座いま
す、例へば百日咳の如き其の文字の如く全治に至
る迄には可成長い日數を要します、ために未だ傳
染能力ある期間に登校、登園させ易く若し斯様に
した場合他に生來虚弱であつたり風邪に冒され
居たり抵抗力の弱い子供の居つたといたしますれ
ば忽ちにして傳染させられます。又流行性耳下腺
炎の場合に於きましても同様でこれは俗に「おた
ふくかぜ」とか挟み箱と申しますが其の潜伏期は
は餘り顧られない傾向があります但其の潜伏期は
二週間―三週間にも及ぶ觸接傳染病であります。
故に出來得る限り患兒の傍に他の幼兒童を近付け

ない様注意が必要であります、尙右の第二類の病氣に就ては特に豫防規程第五條に左の通り示されて居ります。

第五條、第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニ非ザレバ昇校スルコトヲ得ズ但シ病院ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認めタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

一、百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモ

二、麻疹ニアリテハ主要症狀消退後三日ヲ經過

シタルモノ

三、流行性感胃ニ在リテハ主要症狀消退後三日

ヲ經過シタルモノ

四、流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺腫脹消失

シタルモノ

五、風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過

シタルモノ

六、水痘ニ在リテハ痂皮部脱落シタルモノ

第三類又は第四類の傳染病に罹つた場合は治療した後でなくては昇校禁止とされて居ります。然し肺喉頭等の開放結核以外の傳染病では學校醫に於て適當と認むる豫防處置をなした時又は病狀に依つて傳染の虞なしと認められし場合は昇校を許可されます。

即ち學校、幼稚園等で傳染病に罹つた場合は第一類以外に第二類以下第四類に至るまで昇校に際しては醫師の證明書を必要とするのであります。又第一類及第二類の傳染病が家庭に發生いたしました時其の家族は其の豫防處置の狀況如何に依つて感染の疑あるものは昇校禁止されます。

以下は規程に示されて居ります一部でありますして一般家庭に於ても是非知つて頂きたい事でございます。

次に左表(葛西氏著學校内救急處置に由る)を御 參考に供します。

學校傳染病潜伏期病毒所在隔離期一覽表

| 疾 病 | 潛 伏 期 | 病 毒 所 在 | 隔離又ハ登校禁止期 | 傳 播 方 法 |
|-------------|----------|---------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 一、痘 瘡 | 十日—十四日 | 痘瘡の内容に痂皮 | 約六週間感染の疑あるものは十四日 | 接觸傳染媒介者 使用物件による傳染 |
| 二、實布垣利亞 | 二日—七日 | 粘膜分泌液中、糞膜 | 症狀消滅後細菌検査二回以上行ひ亡菌のときまで三週間 | 滴沫吸入による、器物による媒介、帶菌者による |
| 三、猩 紅 熱 | 三日—五日 | 患者血液涙液鼻汁唾液上 皮脱落尿尿等の中 | 落屑が全部なくなるまで約七週間 | 接觸傳染、空氣器物媒介、帶菌者による |
| 四、發疹登扶私 | 一—二週間 | 血液尿尿等 | 疾病の經過し去るまで | 接觸傳染、器物媒介、吸血昆虫による |
| 五、ペ ス ト | 二日—五日 | 皮膚ペスト——局部 膿ペスト——破潰液中 蚤、汚染せられた器物 | 疾病經過後迄傳染の疑あるものは十日間 | 患者との接觸、排泄物、器物 病鼠蚤による傳染 |
| 六、赤 痢 | 二日—八日 | 糞便汚染せられたる器物 | 傳染の疑ある間(細菌検査を要す)感染のおそれあるものは五日間 | 飲食物と共に消化器に入る、 蠅の傳播、器具等の媒介、保菌者による |
| 七、虎 列 刺 | 十時間—二、三日 | 吐瀉物 | 菌を有する間(平均二週間)傳染の疑あるもの五日間 | 飲料水器物衣服等に附着した る病態蠅の傳播 |
| 八、腸 チ フ ス | 二 週 間 | 糞便尿尿痰膿汁中 | 糞便中菌のなくなるまで | 病態汚染の飲食物による、保菌者による傳播 |
| 九、バラチフス | 二 週 間 | 右に同じ | 右に同じ | 右に同じ |
| 一〇、流行性腦脊髄膜炎 | 二日—四日 | 腦脊髄液中咽頭分泌物 | 菌の消失するまで | 滴沫吸入、保菌者に接近 |

| | | | | | | |
|------------|----|-------|-----|-----------------------|------------------------|----------------|
| 一、百 | 日和 | 一週 | 間 | 呼吸器系分泌物中 | 登校は晝間發作のなくなるまで中止 | 滴沫吸入 |
| 一二、麻 | 疹 | 九日—十日 | 間 | 血液粘膜よりの分泌物中 皮膚發疹落屑 | 疾病經過するまで | 接觸媒介傳染 |
| 一三、流行性耳下腺炎 | | 二週 | 間 | 口腔内分泌物中 | 症狀消退するまで | 接觸滴沫吸入 |
| 一四、流行性感胃 | | 一日—四日 | 間 | 呼吸器の分泌物中 | 咳嗽なくなるまで | 接觸滴沫吸入 |
| 一五、風 | 疹 | 三週 | 間 | 粘膜分泌物皮疹 | 症狀消失するまで | 接觸傳染 |
| 一六、水 | 痘 | 二週 | 間 | 水泡痂皮粘液分泌物中 | 同 上 | 同 上 |
| 一七、結 | 核 | 不明 | 後傳染 | 喀痰、血液、糞尿中 膿汁 | 分泌物なく傳染のおそれなくなるまで | 幼兒感染、空氣傳染、接觸傳染 |
| 一八、癩 | | 不明 | 後傳染 | 分泌物中鼻汁 | 登校停止 | 接觸傳染 |
| 一九、トラホーム | | 不明 | | 眼分泌物中 | 傳染のおそれのあるもの 重症トラホーム | 接觸傳染、器物媒介 |
| 二〇、傳染性ヒフ病 | | 不明 | | 皮膚疹中膿汁、痂皮中 | 傳染の恐なき事を證明されるまで | 接觸傳染、器物媒介 |

疾病の種類により
差あるも不明のもの
の多し